

防災まちづくり計画にみる アイデア集

いえ・みち まち改善事業の防災まちづくり計画では、各協議会で検討・工夫された防災まちづくりのアイデアが盛り込まれています。

以下は、各計画書から収集、整理したもので、計画書の文面通りではありません。また、各地区の活動の状況により、実施されていない内容もあります。計画に盛り込む際、または実行にあたっては、土地所有者や行政との十分な調整・協議が必要なものもあります。



いえ

■ 建替・不燃化、耐震診断・耐震改修の促進

- ・ 建替助成制度を活用して不燃化を促進する。
- ・ 老朽建物の除却や共同化を市の助成を受けて進める。
- ・ 協議会が市の耐震改修補助制度をPRする。
- ・ 講習会、定期的な勉強会、出前相談会などを開催する。

■ 空家対策

- ・ 所有者の状況把握や空家の所在を示したマップ作成など情報を整理し、所有者に連絡のつく体制をつくる。
- ・ 所有者の意向を把握した上で、取り壊しや地区のコミュニティスペースとしての活用を検討する。

■ その他

- ・ 高齢者、若者それぞれが暮らす住宅の住み替え支援。
- ・ 火災警報器や消火器などの設置・取扱い方法の習得。
- ・ 高齢者等対象の火災警報器設置の助成制度の情報提供。
- ・ 家具転倒防止器具、飛散防止フィルム等の普及啓発。



みち

■ 狭い道路の拡幅整備などによる避難経路の確保

- ・ 路線ごとに沿道住民に呼びかけ、情報提供や意見交換をする。
- ・ 建替えにあわせたセットバックの推進。
- ・ 避難誘導灯や避難看板設置、舗装材による交差点の視覚化。
- ・ 電柱の民地移設や無電柱化による安全な避難ルート確保。
- ・ 二方向避難を確保するため、民地敷地内通行の協定締結。
- ・ 交差点部分に隅切りを整備し、見通しを確保する。

■ 歩行者にとって安全な交通環境づくり

- ・ 歩道部分の舗装材や色に変化をつける。
- ・ 見通しの悪い交差点にカーブミラー、街路灯・防犯灯を設置。
- ・ 坂道や階段への手すりの設置。休憩スペースの確保。
- ・ 通りに名前を付け、通り名を表示する。

■ その他

- ・ ブロック塀の生垣化誘導。ブロック新設の場合は3段程度として、上部はフェンスや植栽にする。
- ・ セットバック完了部分に協議会発行の完了済プレートを設置。



まち

■ 広場等の整備・空地の活用

- ・ 空地を確保して、耐震性貯水槽のある広場を整備する。
- ・ 既存公園の機能拡充、防災設備の取り入れ。
- ・ 避難経路や災害時の活動に重要な場所に広場・公園を整備し、広場や防火設備の維持管理体制を作る。
- ・ 空地、駐車場等の民有地の所有者と利用協定を結び「いっとき避難場所」として活用する。

- 延焼遮断空間の形成
 - ・ 建物不燃化やオープンスペースの確保、緑化などで安全ゾーンを形成する。
 - ・ 花いっぱい運動として、延焼防止と魅力づくりに花木の植栽や生垣を避難ルートで重点的に推進する。
- 防災関連施設の整備
 - ・ ミニ防災広場を整備し、防火水槽・かまどベンチ・簡易トイレ・雨水利用装置・防災倉庫などを設置する。
 - ・ 防災倉庫の資機材や消防設備等の定期点検、使用方法の確認をし、訓練等で利用の習熟を図る。
 - ・ 既存の井戸の場所を確認し、所有者と協議の上、災害時に活用できるように「災害時協力の井戸」に登録する。
- その他
 - ・ 地域防災拠点への避難ルートに誘導サインを設置する。
 - ・ 崖や擁壁の構造に関する勉強会や安全点検会を実施する。
 - ・ 斜面緑地は魅力ある環境資源として維持管理する。
 - ・ 環境部会を設置して、ゴミ置き場設置方法の検討、ゴミ出しマナーやペットの飼い方ルールを作る。



防災活動

- 防災組織・体制と要援護者への支援体制づくり
 - ・ 町内別防災組織の役割確認、災害時の行動マニュアル作成など防災組織を充実させる。
 - ・ 連絡網の作成、いっとき避難場所・地域防災拠点の連絡体制の確立等、緊急連絡方法の確認。
 - ・ 町内会の班等の単位で要援護者を把握し、迅速な救援ができるよう安否確認網を構築する。
 - ・ 名簿の作成と警察・消防・社協・民生委員などとのネットワークを日頃から強める。
- 防災意識の向上
 - ・ 定期的な防災パトロールで危険箇所情報を収集・蓄積し、マップやパンフレットで周知する。
 - ・ 日頃から近所での声かけや避難経路マップ・ニュースの配布などで情報提供し、日常の防災意識を高める。
 - ・ 防災訓練の実施などにより、初期消火体制を整える。
 - ・ 防災マップの作成・配布を通じて地区内の防災・避難体制を住民に周知するなど情報を共有化する。



事業推進方法

- ・ まちづくり協定や地区計画などまちのルールを作る。
- ・ 協議会のホームページで情報発信する。
- ・ 工場や商店等事業者にも協議会に積極的に参加してもらう。
- ・ 協議会の中に必要に応じて部会を設ける。



横浜市都市整備局地域まちづくり課

平成24年7月発行

〒231-0017 横浜市中区港町1-1 TEL045-671-2691 FAX045-663-8641

<http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/chiikimachi/iemichimachi/>

編集・デザイン スタジオ ノブズ